

# 特集Ⅱ iDeCo+導入の流れ

中小事業主がiDeCo+の導入を検討・実施する際、また導入後「どのような契機に手続きが必要になるのか」について、順を追って紹介します。

## 厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

### 1 制度導入の検討

まず、iDeCo+を実施できる事業主要点を満たしているか確認します。

#### 《事業主要件》

- ① 従業員（厚生年金保険の被保険者<sup>(注1)</sup>）が300人以下<sup>(注2)</sup>であること。
- ② 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金のいずれも実施していないこと。

注1：iDeCo+の対象となる厚生年金保険の被保険者とは、第1号厚生年金被保険者（厚生年金保険の被保険者のうち民間事業所に使用される者）を指します。

注2：同じ事業主が複数の事業所を営んでいる場合は、全事業所の従業員の合計が300人以下であることが必要です。

### 2 実施の検討

事業主要点を満たしている場合、①開始時期、②拠出対象者の範囲、③中小事業主の掛金額を検討します。なおiDeCo+は、従業員が個人で加入しているiDeCoの掛金に対して事業主が掛金を上乗せする制度であるため、事業主が運営管理機関と個別に契約を結ぶものではなく、また従業員が加入しているiDeCoの運営管理機関は同一である必要はありません。

#### ① 開始時期（いつから拠出を開始するか）

従業員への周知期間や、制度開始の手続きに要する期間

を考慮して、余裕をもった開始時期を設定します。

※制度の開始にあたっては、拠出開始予定年月の前月20日までに国民年金基金連合会へ書類の提出が必要であり、例えば8月分（引落月は9月）から拠出を開始する場合、7月20日までに国民年金基金連合会に必要書類を送付することとなります。

#### ② 拠出対象者の範囲

iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者を拠出対象者とします。また「一定の資格（一定の職種、一定の勤続期間）」で拠出対象者の範囲を設定することができます。

なお、iDeCoに加入していない従業員に事業主掛金を拠出することはできません。また、従業員がiDeCoに加入したくない場合、事業主掛金の拠出を拒否する場合は、加入や拠出を強制することはできません。

#### 【一定の資格】

##### ・一定の職種

「職種」とは、研究職、営業職、事務職などを指し、就業規則等において、給与や退職金等の労働条件が他の職種の従業員とは別に定められていることが要件となります。

##### ・一定の勤続期間

「勤続期間〇年以上」、「勤続期間〇年未満」のように定めることが可能です。

※一定の職種、一定の勤続期間以外で、中小事業主掛金の拠出対象者を限定することは、特定の者に不当に差別的であるとみなされるため、iDeCo+の導入は認められません。

#### ③ 中小事業主の掛金額

加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上2万3,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。

加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。また、事業主の掛金額は、原則拠出対象者全員が同額となるように決定しますが、資格<sup>(注)</sup>ごとに掛金額を設定することは可能です。（同一の資格に対して拠出する事業主掛金は、同額とする必要があります。）

注：「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種及び勤続期間）のほか、労働協約または就業規則、その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど、合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。

※ 事業主掛金は、加入者掛金を納付する時期と同じ時期に納付します。したがって、年単位拠出を行う加入者がいる場合は、月ごとに事業主掛金の納付合計額も異なるため、事業主は、従業員の加入状況・掛金額等を把握する必要があります。

### 3 労使合意及び拠出対象者の同意

iDeCo+の導入及び事業主が検討した内容について、労使で協議して合意をし、併せて事業主掛金の拠出対象となる従業員の同意を得ます。

#### ① 労使協議及び合意

事業主は、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者（厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合）に対して、iDeCo+の実施について提案・協議をします。

過半数の代表となる第1号厚生年金被保険者<sup>(注)</sup>は、提案内容に同意できれば、同意書を事業主に提出します。

注：下記の①②のいずれにも該当する者でなければなりません。

- ① 管理・監督の地位にある者でないこと。
- ② 労使協定の締結等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

#### ② 拠出対象者の同意

事業主は、拠出対象者となる従業員全員のiDeCo加入状況や加入意思を確認し、事業主掛金を拠出することについて、拠出対象者から同意を得ます。

#### ●労使合意に必要な書類（見本）

中小事業主掛金を提出すること及び中小事業主掛金の額の決定に関する同意書（省令様式第11号）  
（「届出に必要な書類」④）

中小事業主掛金の拠出の対象となる者に一定の資格を定めることに関する同意書（省令様式第12号）  
（「届出に必要な書類」⑥）（中小事業主掛金の拠出対象者に一定の資格（一定の職種、一定の勤続期間）で資格を設ける場合）

### 4 届出書類の作成及び届出

下記の「届出に必要な書類」を作成し、国民年金基金連合会へ提出します。

- 届出に必要な書類
- ① 中小事業主掛金納付開始・終了届（様式第 K-301 号）
  - ② 中小事業主掛金対象者登録届（様式第 K-303 号）
  - ③ 中小事業主の資格に関する現況について（省令様式第 10 号）
  - ④ 中小事業主掛金を提出すること及び中小事業主掛金の額の決定に関する同意書（省令様式第 11 号）
  - ⑤ 労働組合の現況について（省令様式第 15 号）又は過半数を代表する者の証明書（省令様式第 16 号）
  - ⑥ 中小事業主掛金の拠出の対象となる者に一定の資格を定めることに関する同意書（省令様式第 12 号）  
（一定の職種、一定の勤続期間により資格範囲を定める場合）
  - ⑦ 資格別中小事業主掛金届（様式第 K-306 号）（資格ごとに事業主掛金の額を定める場合）
  - ⑧ 一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、又は一定の勤続期間以外の資格ごとの労働条件が規定されている労働協約又は就業規則などの写し  
（一定の職種により資格範囲を定める場合及び一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合）
  - ⑨ 中小事業主掛金納付事業所登録申請書（事前登録用）（様式第 K-314 号）  
（初めて「事業主払込」の事業所登録をする場合）
  - ⑩ 預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書（様式第 K-007B 号）（上記⑨に同じ）  
※所定の送付状を、上記届出書類に添付します。

※①～⑧は各2部、⑨⑩は各1部作成。  
※⑨⑩については、事業主として初めてiDeCoの「事業主払込」を行う場合に、事業所情報を登録する書類であるため、既に提出済みの場合は、改めて提出する必要はありません。また、この登録には労使合意が不要なため、制度導入検討後、他の書類に先行して提出することが可能です。

書類提出後、国民年金基金連合会から事業主あてに下記の書類が送付されるので、内容に誤りがないか確認します。

●届出書類(見本)

中小事業主掛金対象者登録届 (「届出に必要な書類」②)

届出書類や送付状は、iDeCo 公式サイトの「規約・届書様式」(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small\_business\_owner)でダウンロードすることができます。

- 中小事業主決定通知書兼引落予定のお知らせ (初回のみ送付され、各拠出対象者の引落予定額の明細が記載されています)
- 掛金納付結果通知書 兼 掛金引落事前通知書 (引落ごとに送付されます)

5 掛金の納付

加入者掛金と事業主掛金は、事業主が取りまとめて納付(事業主払込)します。加入者掛金の払込方法が「個人払込」になっている従業員がいる場合は、iDeCo+の開始前に払込方法を「事業主払込」に変更する必要があります。  
 ※加入者掛金、事業主掛金ともに前納及び追納はできません。  
 ※納付日は毎月26日(金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日)です。

**【掛金の税制上の取扱い】**

- 加入者掛金：小規模企業共済等掛金控除として、本人の所得から控除できます。
- 事業主掛金：企業が負担する支出として、損金に算入できます。

6 現況届の提出

iDeCo+を実施している事業主は、毎年1回、iDeCo+の実施要件を満たしているか確認するため、事業主の資格に関する現況について記載した「中小事業主の資格に関する現況について」を、所定の送付状を付けて国民年金基金連合

中小事業主掛金納付開始・終了届 (「届出に必要な書類」①)

会に提出する必要があります。  
 ※現況届は、毎年国民年金基金連合会から事業主あてに送付されます。

7 変更及び終了手続き

制度導入後、拠出対象者の届出事項の変更(訂正)や、従業員の採用、退職に伴う対象者の増減等があれば、その都度手続きを行います。主な契機は下記の通りですが、変更内容によって届書の様式は異なりますので、詳細はiDeCo公式サイトを参照してください。  
 ※掛金の額の変更等、その都度労使合意が必要な届けもあります。また掛金を変更した際は、対象者に対して変更をする年月や掛金の額を変更した理由等を通知する必要があります。

変更手続き

- 拠出対象者の氏名、性別、生年月日又は基礎年金番号の変更
  - ・届出している拠出対象者の氏名等に変更や誤りがあったとき
- 掛金の拠出タイミングの変更
  - ・事業主掛金の納付月を変更するとき
- 拠出対象者の増減に伴う変更
  - ・新たに採用した従業員が拠出対象者となることを希望したとき
  - ・導入当初拠出対象者となることを希望しなかった従業員が、拠出を希望したとき

- ・従業員が本人の都合により、拠出対象者とならないことを希望したとき
- ・拠出対象者が退職するとき
- ・従業員がiDeCoの加入資格を喪失したとき

○拠出対象者の事業主掛金の額の変更

- ・事業主掛金の額を変更するとき
  - ・定めている一定の資格ごとに、事業主掛金の額を定めるとき、又はその額を変更するとき
  - ・定めている一定の資格ごとに、異なる事業主掛金の額を全て同一の額にするとき
- ※事業主掛金の額の変更は、12月～翌年11月の間に、1回のみ行うことが可能です。

※事業主掛金額の変更により、事業主掛金と加入者掛金の総額が、月額23,000円を超える場合、総額が月額23,000円となるよう、加入者掛金を自動的に引き下げます。

※事業主掛金額の変更により、事業主掛金と加入者掛金の合計額が月額5,000円に満たなくなる場合、該当の加入者は、iDeCoの加入要件である最低掛金額(月額5,000円)以上になるよう、加入者掛金額の変更手続きをする必要があります。手続きをしないと、事業主掛金を含めた掛金の引き落としが停止されます。

○拠出対象者に定める一定の資格(職種・勤続期間)の資格範囲の変更

- ・新たに一定の資格を定めるとき
- ・定めている一定の資格の範囲を変更するとき
- ・定めている一定の資格を廃止するとき

終了手続き

○iDeCo+の終了

- ・従業員(使用する第1号厚生年金被保険者)が300人を超えたとき
  - ・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金のいずれかを実施することになったとき
  - ・事業主の都合(事業を廃止する場合を含む)により、iDeCo+を取りやめるとき
- ※iDeCo+を終了することにより、加入者掛金が月額5,000円に満たなくなる場合、該当の加入者は、月額5,000円以上になるよう加入者掛金額の変更手続きをする必要があります。

8 まとめ

iDeCo+の導入の流れを紹介しましたが、導入に際しては「特集Ⅰ」に記載した「iDeCo+導入ガイド」、及びiDeCo公式サイトに掲載されている「iDeCo+の概要(詳細)」、「事業主の手引き」をご覧頂き、届書の様式やルール等詳細についてよくご確認ください。

また、ここまではiDeCo+を導入するために必要な、国民年金基金連合会に対して行う手続きについて記載しましたが、この他に、就業規則などの社内規定も見直す必要があります。事業主掛金を拠出することや、事業主掛金の額など、労使で取り決めた内容を、就業規則などに記載し、その内容を従業員に周知することが重要です。こちらも忘れずにしっかり見直しましょう。

(規定例)

第〇章 福利厚生

(中小事業主掛金)

第〇条 会社は、確定拠出年金の個人型年金の加入者である従業員に対して、中小事業主掛金を拠出する。  
 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、中小事業主掛金を拠出しない。

- 個人型年金加入者である従業員が、第1号厚生年金被保険者でないとき。
- 個人型年金加入者掛金の納付を、会社が支払う給与から控除することにより行っていないとき。
- 会社が中小事業主掛金を拠出することについて、個人型年金加入者である従業員が同意しないとき。

2 中小事業主掛金の額は、1か月につき〇〇〇〇〇円とする。

3 前二項の他の事項に関する取り扱いは法令の定めるところによるものとし、決定すべき事項があるときは、労使で協議の上決定するものとする。

注) 就業規則は、実施する「iDeCo+」の内容や、会社の実態に合わせた記載内容とする必要があります。

iDeCo+の導入を検討する際、もしくは導入後に疑問が生じた場合などiDeCo+に関する質問は、国民年金基金連合会コールセンターで対応しています。細かい点でも構いませんので、遠慮無くコールセンターを活用してください。

【参考】

- 国民年金基金連合会コールセンター ☎0570-003-105
- 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194194.html#004>
- iDeCo公式サイト  
[https://www.ideco-koushiki.jp/owner/ideco\\_plus.html](https://www.ideco-koushiki.jp/owner/ideco_plus.html)